

京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務
受託候補者選定の評価基準

令和8年3月25日

(目的)

第1条 この基準は、「京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務受託候補者選定要項」（以下「選定要項」という。）第6条の規定により受託候補者を選定するために行う評価について必要な事項を定める。

(評価方法)

第2条 選定要項第3条に定める「京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務受託候補者選定委員会」（以下「委員会」という。）は、選定要項第6条の規定により受託候補者の選定を行うために、選定要項第5条第2項に規定する応募書類について評価する。

(評価項目及び評価基準)

第3条 評価は、次の各号について、「京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務受託候補者選定の評価基準（別表）」により行うものとする。

- (1) 提案内容
- (2) 資料作成能力
- (3) 実施体制
- (4) 業務実績
- (5) 市内貢献及び社会課題解決
- (6) 見積金額

(選定方法及び評価点)

第4条 選定要項第6条に定める選定を行う際の評価は、前条に掲げる項目を「選定評価表（別紙様式）」により数値化し、評価を行うものとする。

- 2 委員会の評価点は、選定要項第3条第2項に定める各委員が採点した合計点の総合計とする。（各委員100点満点、合計300点）
- 3 委員会の評価点が180点を超え、かつ最も高い者を受託候補者とする。
- 4 1者のみの応募であっても、委員会の評価点が180点を超えない者は、受託候補者から外すものとする。
- 5 評価項目（「6 見積金額」を除く）の3項目以上で最低評価点をつけた委員が1名以上いる場合には、委員会の評価点が180点を超えていても、受託候補者から外すものとする。
- 6 同点の場合は、見積金額が最も低い者を受託候補者に選定する。見積金額も同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

別表（第3条関係）

京都市住宅の自家消費型太陽光発電設備等設置促進補助金交付の申請に関する業務

受託候補者選定の評価基準

評価項目		A	B	C
1 提案内容	業務の理解度	業務の目的を十分理解したうえでの企画提案内容である。	業務の目的を理解したうえでの企画提案内容である。	A、B 以外
	業務の運営方法	提案内容が非常に効果のある方法である。	提案内容が効果のある方法である。	A、B 以外
	市民・事業者への分かりやすい情報発信及び効果的な広報	提案内容が非常に効果のある方法である。	提案内容が効果のある方法である。	A、B 以外
	相談及び申請窓口業務の適切な運営	提案内容が非常に効果のある方法である。	提案内容が効果のある方法である。	A、B 以外
	受託候補者の利点	提案内容に参加者特有の利点があり、業務を遂行するうえで、十分に反映できる。	提案内容に参加者特有の利点がある。	A、B 以外
2 資料作成能力	資料作成能力	企画提案書が分かりやすい構成になっており、解説等がなくても十分に理解できる内容になっている。	企画提案書について、解説等を受けることにより、その内容を理解できる内容になっている。	A、B 以外
3 実施体制	指揮系統が明確であり、円滑な業務運営がなされるか。	指揮系統が明確に確立されており、円滑な業務運営が考慮された実施体制である。	指揮系統が確立された実施体制である。	A、B 以外
	再生可能エネルギー及び建築に関する知識の豊富な人員及びその他業務運営に必要な経験、能力を持った人員が配置されているか。	知識の豊富なスタッフが1人以上、かつ、経験、能力を持ったスタッフが1人以上いる。	知識の豊富なスタッフが1人以上又は経験、能力を持ったスタッフが1人以上いる、のいずれか一方を満たしている。	A、B 以外
4 業務実績	補助金等の相談及び申請窓口業務を実施した業務経験があるか。	補助金等の相談及び確認窓口業務を実施した業務経験が豊富である。	補助金等の相談及び確認窓口業務を実施した業務経験がある。	A、B 以外
5 会課題解決 市内貢献及び社	応募者（再委託を含む）が市内中小企業（※）か。また、これからの1000年を紡ぐ企業認定及びK E S等の環境認証を取得しているか。	応募者（再委託を含む）が市内中小企業（※）であり、これからの1000年を紡ぐ企業認定及びK E S等の環境認証を1つ以上取得している。	応募者（再委託を含む）が市内中小企業（※）である又はこれからの1000年を紡ぐ企業認定及びK E S等の環境認証を1つ以上取得している。	A、B 以外
6 見積金額	見積金額	{ (応募者中の最低見積金額) / (各応募者の見積金額) } × 10点 (小数点以下は切り捨てる。)		

※ 市内中小企業：京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業をいう。

選定評価表

評価項目		評価点			評価点を記入
		A	B	C	
1 提案内容	業務の理解度	10	6	2	
	業務の運営方法	15	9	3	
	市民・事業者への分かりやすい情報発信及び効果的な広報	15	9	3	
	相談及び申請窓口業務の適切な運営	10	6	2	
	受託候補者の利点	5	3	1	
2 資料作成能力	資料作成能力	5	3	1	
3 実施体制	指揮系統が明確であり、円滑な業務運営がなされるか。	10	6	2	
	再生可能エネルギー及び建築に関する知識の豊富な人員及びその他業務運営に必要な経験、能力を持った人員が配置されているか。	10	6	2	
4 業務実績	補助金等の相談及び申請窓口業務を実施した業務経験があるか。	5	3	1	
5 市内貢献及び社会課題解決	応募者（再委託を含む）が市内中小企業※か。また、これからの1000年を紡ぐ企業認定及びKES等の環境認証を取得しているか。	5	3	1	
6 見積金額	見積金額	{(応募者中の最低見積金額) / (応募者の見積金額)} × 10点 ※ 小数点以下は切り捨てる。			
合計（100点満点）					